

2026年度 法科大学院

第1期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(論文式)

試験時間合計 80分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙は2種類あり、それぞれ受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従って正しく記入してください。
5. 必ず〔民事訴訟法〕の解答は〔民事訴訟法〕の解答用紙に、〔刑事訴訟法〕の解答は〔刑事訴訟法〕の解答用紙に、記入してください。また、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

XがYを被告として提起した貸金返還請求訴訟について、下記の問いに答えなさい（各問は独立のものとする）。

問1 Xは口頭弁論で一部の弁済を受けたとの陳述をしたところ、Yはその陳述について何の反応もしなかった。

受訴裁判所は、Xのなした一部の弁済の主張を、Yに有利な事実として、裁判の基礎にすることができるか説明しなさい。

問2 Xは口頭弁論で一部の弁済を受けたとの陳述をしたところ、Yはその陳述について何の反応もしなかった。その後、Xはこの一部の弁済の事実の主張がYに有利であると気がつき、その陳述を撤回した。

受訴裁判所は、Xのなした一部の弁済の主張を、Yに有利な事実として、裁判の基礎にすることができるか説明しなさい。

問3 Xは口頭弁論で一部の弁済を受けたとの陳述をした。Yはこの陳述に直ちに反応して、その事実を援用した。その後、Xはこの一部の弁済の事実の主張がYに有利であると気がつき、その陳述を撤回した。

受訴裁判所は、Xのなした一部の弁済の主張を、Yに有利な事実として、裁判の基礎にすることができるか説明しなさい。

[刑事訴訟法]

Xは、「被告人Xは、Yと共謀の上、○年7月1日午後11時頃、金品窃取の目的で、東京都千代田区所在のA商店に侵入し、同所において、現金100万円を窃取した」との建造物侵入・窃盗の訴因で起訴された。

証拠調べの結果、裁判所は、Yとの共謀までは認められず、被告人Xの弁解のとおり、同年6月30日、東京都新宿区所在のY方で、YにA商店に売上金が保管されている日にちに関する情報を伝え、Yの犯行を容易にしたとの建造物侵入・窃盗の各幫助事実が認められるにすぎないとの心証を得た。

裁判所は、訴因変更手続を経ることなく、建造物侵入・窃盗の各幫助の事実を認定することができるか否かを論じなさい。